

資料No.2

国民健康保険システム標準化
第 1 回 検 討 会

令和 5 年 9 月 1 4 日

国民健康保険システム標準化

令和5年度標準仕様書改定 第1回検討会

令和5年9月14日

目次

1. 標準仕様書【第1.1版】公開までの実施経緯と実施内容
2. 標準仕様書【第1.2版】公開に向けた実施事項
3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について
4. 制度改正に関する要件の取り込みについて
5. デジタル庁検討事項の取り込みについて
6. その他修正・今年度スケジュール

1. 標準仕様書【第1.1版】公開までの実施経緯と実施内容

(1) 【第1.2版】公開までの実施スケジュール

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、**令和4年8月31日に標準仕様書【第1.0版】**を公開した。

令和4年9月以降、標準仕様書の改版対応として、デジタル庁における検討事項や【第1.0版】公開時点での残課題事項等の検討を行い、WT及び検討会で議論した結果を標準仕様書【第1.1版】（案）として取り纏めた後、**令和5年1月から2月にかけて全国意見照会**を実施した。頂いた1,495件のご意見を踏まえ、事務局においてご意見を整理し、修正した標準仕様書【第1.1版】（案）を構成員にてご確認いただいたうえで第2回検討会にお諮りし、**令和5年3月31日に標準仕様書【第1.1版】**を公開したところ。

また、政令市要件については、事務局において標準仕様書【第1.0版】の政令市向け機能要件と、各政令市から届いた要望を整理したたたき台を作成し、政令市及びベンダ構成員よりいただいた3,544件のご意見を反映し、**政令市意見交換会を経て標準仕様書【第1.1版】にマージ**した。

	令和4年度									令和5年度	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
標準仕様書 改版対応	▲8/31 標準仕様書 【第1.0版】公開						▲1/17 標準仕様書 【第1.1版】（案）公開	▲2/28 標準仕様書 【第1.1版】（案）策定	▲3/31 標準仕様書 【第1.1版】公開		
					▲12/7 第1回WT ▲12/23 第1回検討会		▲2/22 第2回WT		▲3/27 第2回検討会		
		デジタル庁方針反映			WT 検討会		1/17~2/3 全国 意見照会		結果 反映		
		R4~5制度改正反映				構成員 確認		WT	政令市 要件 反映	構成員 確認	意見 反映
		1.0版残事項検討・反映				意見 反映		検討 会	構成員 確認	意見 反映	
						▲12/6 第1回政令市意見交換会		▲3/3 第2回政令市意見交換会			
						政令市 意見照会		政令市 追加意見照会			

1. 標準仕様書【第1.1版】公開までの実施経緯と実施内容

(2) 検討・課題事項

標準仕様書【第1.1版】への取り込みを見送った検討・課題事項は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.2別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

#	検討・課題事項	前回WT時点の状況	【資料No.2別紙1】の項番
1	帳票のユニバーサルデザインについて	デジタル庁や関係省庁と協議し、他業務の状況も踏まえて標準仕様書への取り込みを検討する。そのため、令和5年度以降の対応が見込まれることから、検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 なお、 令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。	No4
2	地方単独事業に関する機能要件について	医療DX推進本部のうち、診療報酬改定DXでは、医療機関等が導入しているレセプトを算定するプログラムを共通化し、審査支払機関が提供する仕組みを検討している。このプログラムの機能では、患者の自己負担額を計算するため、地方単独事業も計算の対象とする必要があり、地方単独事業を取りまとめ、プログラム上、地単公費マスタを作成する必要があるところ。 ここで作成する地単公費マスタは、全国都道府県・市区町村の地方単独事業における対象範囲、助成方法、助成内容等が網羅されることから、標準システムでの機能要件としても流用することを検討する。 その先駆けとして、 厚生労働省が「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け事務連絡）を发出し、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査を実施しているところ。なお、地単公費マスタは令和6年度までの取りまとめを目指している。 このような状況であることから、 検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 なお、 令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。	No6
3	特定健診に係る業務について	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 また、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 なお、 標準化の方向性が整理されるまでの間は、現在利用しているシステムで実装されている機能を継続して利用することを許容 することを、本紙に追記した。	No7

1. 標準仕様書【第1.1版】公開までの実施経緯と実施内容

(3) デジタル庁におけるこれまでの動き

デジタル庁では、令和4年10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、令和5年3月末に、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。）【第2.0版】及び地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書（以下「共通機能標準仕様書」という。）【第2.0版】を公開した。

また、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において、政令市向け機能要件の検討が行われ、令和5年3月末に政令指定都市要件の成案が示された。

なお、**データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】及び政令指定都市要件の成案**については、標準仕様書【第1.1版】の公開直前までデジタル庁と調整して修正内容の反映を行っているため、**標準仕様書【第1.1版】に取り込み済み**となる。

	令和4年度								令和5年度			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
標準化全体			▲10/7 基本方針策定									
	▲8/31 ・データ要件・連携要件 標準仕様書【第1.0版】公開 ・共通機能 標準仕様書【第1.0版】公開			共通機能等技術要件検討会					▲3/30 ・データ要件・連携要件 標準仕様書【第2.0版】公開 ・共通機能 標準仕様書【第2.0版】公開			
				標準仕様の指定都市における課題等検討会					▲3/29 政令指定都市要件成案展開			

2. 標準仕様書【第1.2版】公開に向けた実施事項

標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針（改定案）について」（令和5年7月展開）のとおり、**令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行**することを目指すこととなる。

他方、国民健康保険システム標準仕様書においては、標準仕様書【第1.1版】において持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があること、加えてデジタル庁から基本方針等の修正が示されていることから、引き続き改定対応を行う。

なお、今年度以降の**標準仕様書の改定内容については、令和7年度までの適合が必要な制度改正を除き、令和8年度以降のシステム改修の対象**となる。

標準仕様書【第1.2版】の作成において、対応を予定している内容は以下のとおり。

- **標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応**

標準仕様書【第1.1版】より持ち越した検討・課題事項について対応方針の決定、標準仕様書への反映を行う。
⇒後述【3章】に記載。

- **制度改正に関する要件の取り込みについて**

来年度に向けて想定される制度改正の内容を整理する。
⇒後述【4章】に記載。

- **デジタル庁検討事項の取り込みについて**

デジタル庁より示される基本方針等の修正内容を確認し、標準仕様書への反映を検討する。
⇒後述【5章】に記載。

次ページ以降、各実施状況、WTにて議論を行った結果の結論等について説明する。

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

検討・課題事項の現在の対応状況は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.2別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

標準仕様書【第1.1版】時点の持ち越し事項に加えて、統合収滞納機能についての検討・課題事項を追加している。

#	検討・課題事項	対応方針及び対応状況	標準仕様書【第1.2版】（案）への取込有無	WTで議論したもの	【資料No.2別紙1】の項番
1	帳票のユニバーサルデザインについて	ユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトを示すことはせず、参考として帳票デザイン基本方針を示すこととする。	一部取込済み	○	No4
2	地方単独事業に関する機能要件について	厚生労働省が「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け事務連絡）を発出し、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査を実施し、地単公費マスタは令和6年度までの取りまとめを目指しているところ。 令和5年8月2日に開催された「中央社会保険医療協議会 総会（第551回）」の資料において示された通り、診療報酬改定DXの取り組みの中で、 <u>地単公費マスタを含む共通算定モジュールの検討</u> が行われており、これらの内容を踏まえ、国保システムとして必要な機能を検討する予定。	取込なし	—	No6
3	特定健診等に係る業務について	現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、 <u>検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討</u> する。	取込予定（検討中）	○	No7
4	統合収滞納機能について	デジタル庁より統合収滞納管理機能の標準仕様が表示されたことを踏まえ、 <u>国保仕様書における収滞納機能の実装類型等について必要な見直しを行う。</u> <u>標準仕様書本紙に統合収滞納管理機能に関する記載を追記する。</u>	一部取込済み	○	No11

WTで議論したものの（#1,3,4）については、その結果を次ページ以降の「方針（結論）」にお示しする。

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

前ページにお示した検討・課題事項の対応に関して、本W Tにて確認又は議論いただく必要があると考えられる議題を事務局において整理した。

(1) 帳票のユニバーサルデザインについて

課題

国保の標準仕様書において、帳票レイアウトは原則カスタマイズ不可としており標準仕様書に示すとおりに利用いただくこととしている。標準仕様書【第1.0版】の検討段階において、構成員より「ユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改善してほしい」、といったご意見をいただいたものの、**市区町村において国保単独でユニバーサルデザインに対応する状況は考えづらく、他業務の状況を踏まえて検討する必要があることから、令和5年3月に公開した標準仕様書【第1.1版】での対応を見送り**、次版以降の対応に向けた検討・課題事項として整理している。

他業務の検討状況等を踏まえて、次版に向けて国保としての対応を検討する必要がある。

なお、全国意見照会で届いた帳票レイアウト改善に関するご意見について、改善要望の多い帳票の洗い出しを行い、**約130の帳票について改善**を図り、標準仕様書【第1.1版】に反映した。

ご意見（抜粋）

標準仕様書【第1.0版】の検討段階において、ユニバーサルデザインについていただいたご意見は以下のとおり。

- 「市民向けの帳票は、ユニバーサルデザインを意識したものを採用している市町村が増えてきており、現時点での標準仕様書の帳票レイアウトがそのような観点で作られているのであれば、レイアウト修正（市町村の独自性）を認めた方が良い。」
具体的な対応例としてあがった帳票は以下のとおり。

- ✓ **保険料決定通知書**
- ✓ **簡易申告書**
- ✓ **高額療養費支給申請書**

また、帳票レイアウトの改善等についていただいたご意見は以下のとおり。

- 「枠が小さいため、高齢者が記入することが難しい項目がある。」「被保険者にとって大切な項目が小さくて見えづらい。」「統一性がない。」等の理由により、「ユーザを納得させることが難しい。」といったご意見をいただいた。

枠が小さい、統一性がない、と意見のあった帳票は、以下のとおり。

- ✓ 高額療養費支給申請書の医療機関所在地、医療機関名
- ✓ 外来年間合算計算結果連絡票及び高額介護合算計算結果連絡票の自己負担額証明書整理番号
- ✓ 医療費通知書（ハガキ）の医療機関名称等、受診者名
- ✓ 支給申請書類の振込先口座の記入欄が異なる。
(コードの記載要否。「銀行・信用金庫」等の印字有無。口座種別のタイトル不統一。)

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(1) 帳票のユニバーサルデザインについて (つづき)

他業務の標準仕様書におけるユニバーサルデザインを採用した帳票レイアウトの検討については、税務や介護等の標準仕様書では示されていない状況の中、**後期高齢支援システムの標準仕様書【第1.1版】の改版対応において、先行して検討**が行われている。

後期における対応内容

後期に寄せられたユニバーサルデザインに関するご意見は以下の2点。

- ① 帳票の文字フォントについて**ユニバーサルデザインフォント**を使用しているため、それを許容してほしい。
- ② 帳票のデザインについて**ユニバーサルデザインを採用**しているため、それを継続して実現可能としてほしい。

①について、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書においては、氏名等以外のフォントは任意とされていることから、**ユニバーサルデザインフォントを使用することも可能である旨、後期の標準仕様書【第1.1版】に追記。**

なお、後期の検討においては、【第1.0版】のデータ要件を参考に進めたため、以下の記載となっているが、その後【第2.0版】が公開され、MJ文字図形の対応方針が示された。

【後期標準仕様書【第1.1版】より抜粋】

帳票へ印字する文字のフォントについては、氏名等の印字については、**デジタル庁において IPAmj 明朝フォントを使用することが規定されているがその他の文言を印字する際には使用するフォントや大きさが規定されているわけではない**ため、レイアウトの変更を伴わない範囲でベンダによる実装の創意工夫の範囲とする。また、同様に外部印刷業者に委託する場合には標準準拠システムのアプリケーションにおける改修の範囲外の要件となるためその実施を妨げるものではない。

【地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】より抜粋】

文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・ MJ文字については、一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたMJ文字図形を参考とする。
 - ・ 初期整備の対象となる、MJを除くMJ+の文字については、デジタル庁が作成したMJ+文字図形を参考とする。
- 氏名等の文字フォントについてはMJ+又はJIS X 0213：2012の字形を参考に作成された文字フォントを使用し、それ以外の文字フォントについては任意とする。

②については、**ユニバーサルデザインを採用した帳票を外部委託する場合の帳票デザイン検討の負荷の削減等のために、一定のデザインや考え方を示した帳票デザイン基本方針を作成し公開された。**

また、最も住民に対して多く通知され、かつ、通知内容が多いもの（わかりやすさが求められるもの）である、**以下帳票をユニバーサルデザイン対応した帳票サンプルを示された。**

【帳票ID：0250003】保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書

※ システム出力する場合は、標準仕様書の帳票レイアウトのとおりとし、外部印刷時にユニバーサルデザイン対応した帳票サンプルのレイアウトを適用することや、その他のデザインを採用することを可とした。

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(1) 帳票のユニバーサルデザインについて (つづき)

後期における課題

後期における検討過程において寄せられたご意見のうち、対応が難しい等の理由により、帳票デザイン基本方針及び帳票サンプルへの反映を見送った課題は以下のとおり。

#	対象ドキュメント	意見内容	対応内容
1	帳票デザイン 基本方針	タイトルや見出し、重要文章への多言語表記は方針付けないのか。	多言語表記については 各自治体によりニーズが異なることもあり、方針付けはしない。
2		他の帳票の対応は行わないのか。	ユニバーサルデザインを考慮したいとご要望のあった帳票が納付書やA4帳票などいずれも サイズと詰め込みたい情報が相反するものが多く追加での検討は困難と判断し対応は行わない。
3	帳票サンプル	決定通知の内容が左右2ページに分かれていてわかりにくい。	文字サイズや印字位置を再検討したが、 読みやすい文字サイズを意識した場合、1ページに収めるのが困難と判断。 ただし、次ページに誘導するような説明文を1ページ目に入れること等の対策を行った。
4		ルビが多すぎて見づらい。年配の方には小さくて見づらいため、難解なものにとどめるべきではないか。	ルビについてはデザイン方針で示しているが、 自治体により考え方が異なることが想定されるためルビを振ることを強制はしない。 なお、参考として提供する帳票デザインは現在のルビの考え方のままとする。
5		ユニバーサルデザイン帳票と通常のレイアウト帳票がかけ離れたデザインになった場合、印刷業者引き渡し後、個別再印刷の必要性が出た場合に、デザインの差異があるとかえって住民にとってわかりづらくなる懸念される。	システム出力としている帳票レイアウトに今回の検討要素を反映したデザインとして見直した。 (なお、アイキャッチなど一般的に帳票ソフトで表現しづらいと考えられるものは要素として排除した)これにより、差異を最小化することとした。ただし、 A4縦の帳票は 情報を詰め込んでコンパクトにすることを目的としている関係で相反する関係となるため 見直し対象外 としている。(A3を使用するかA4を使用するかは自治体の判断となる)

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(1) 帳票のユニバーサルデザインについて (つづき)

方針 (結論)

- 前頁までの状況を踏まえ、国保におけるユニバーサルデザインの対応方針を検討するにあたり、事務局としては以下の事項を考慮している。
 - ① 標準仕様書【第1.0版】及び【第1.1版】の検討や全国意見照会において生じた、**帳票に対する改善要望については、一部対応しきれなかったご意見はあるものの、多くのご意見を反映して標準仕様書【第1.1版】を公開している。**
 - ② ユニバーサルデザインの対象帳票としてあげられている保険料決定通知書や簡易申告書、高額療養費支給申請書等、通知書・申請書類の帳票は、国保以外でも存在する帳票であり、税務や介護等の標準仕様書においてユニバーサルデザインを採用したレイアウトが示されていない状況を踏まえると、**国保のみユニバーサルデザインへ対応することは適切ではないと考える。**
 - ③ 後期と同様の課題（※）が生じると想定されるため、仮に国保で検討を進めた場合においても、「帳票デザインの基本方針」及び「帳票サンプルのお示し」までの対応になることが予想される。
 - (※) 後期と同様に想定される課題：
 - ✓ 対象帳票の情報量と用紙サイズの制限により、改善には限りがある。
 - ✓ ユニバーサルデザイン対応した帳票とシステム印字する帳票レイアウト（標準仕様書 別紙4）が異なる場合、再印刷時にわかりにくくなる。
 - ④ 標準仕様書【第1.1版】を基に、令和7年度に向けて**既にベンダが開発着手している状況**である。
- 上記の状況を踏まえ、国保においてはデジタル庁から文字要件が示されていることを踏まえ、ユニバーサルデザインフォントについてあえて標準仕様書にて言及することはせず、また、他業務や既に公開した帳票レイアウトで開発を進めるベンダへの影響を鑑み、改めて**ユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトを示すことはしない。**
但し、後期において検討された帳票デザイン基本方針（【資料No.2別紙2】（参考資料）帳票ユニバーサルデザイン対応ー帳票デザイン基本方針書ー）については、いくつかの自治体が公開しているガイドラインを参考にすると共に、全国意見照会結果を踏まえて検討を行っているため市区町村の意見が収集されていること、かつユニバーサルデザインの基本的な考え方であり、国保でも同様に適用可能であると考えていること、またWTにおいても特段の反対意見はなかったことから、**国保標準仕様書においても、本資料と同等の内容を参考の位置づけとしてお示しすることとする。**

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について (2) 特定健康診査及び特定保健指導に係る業務について

課題

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）業務については、現状、市区町村によって所管するシステムが異なる（特定健診システム、国民健康保険システム、健康管理システム等）ことや、**厚生労働省において業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められている状況であった**ことから、令和5年3月に公開した**標準仕様書【第1.1版】での規定は見送り**、次版以降の対応に向けた検討・課題事項として整理している。

また、健康管理システムにおいても、標準化法において特定健診等業務は標準化対象外と整理されていることから、機能要件は規定されていない状況。

上記の状況により、令和7年度の標準仕様書準拠以降、特定健診等に係る機能が実装不可として整理した場合、市町村やベンダにおいて、現行システムから機能を削除するなどの対応が必要となることが懸念されるため、国民健康保険システム標準仕様書【第1.1版】においては、**「特定健診等について、標準仕様書に規定され、いずれかの標準準拠システムに実装されるまでの間、現行の国保システム等で既に業務を実現するための要件が実装されている場合」は、令和7年度以降も機能を利用することを許容**することとした。

方針（結論）

特定健診等については、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づきすべての保険者が実施する業務であり、自治体システムの標準化の枠組みにおいては、**国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書のなかで規定する方針**である。しかしながら、市区町村においては、健康管理業務の一環として、特定健診等の事務を行っているケースが多い。そうした実態もあり、**市販のパッケージにおいても多くが健康管理システムの一部として該当機能を実装**している状況である。

特定健診等に係る標準仕様書については、実際に特定健診等の業務に携わる担当者により議論を行うことが望ましいが、現在の国民健康保険システム標準仕様書のWT、及び検討会では、**国保担当者に委員を担っていただき、必ずしも特定健診等の業務に携わっていない**状況と想定される。

そのため、国民健康保険システム標準仕様書の一環として公開を予定するものの、**仕様書を規定するために行う必要な検討および議論については、別会議体での開催**を行うこととし、国民健康保険システム標準仕様書の**検討会でその結果を報告**したうえで、公開する形で検討している。

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(3) 統合収滞納機能について

課題

収納、滞納に係る要件については、国保システム標準化検討会・WTの議論のなかで、税務システムの要件と整合性を図る方針となったことから、税務システム標準仕様書で示された要件を取り入れた上で、令和5年3月末に国保標準仕様書【第1.1版】を公開したところ。

一方で、同じく令和5年3月末にデジタル庁より公開された共通機能標準仕様書【第2.0版】において、統合収滞納管理機能に係る要件が示された。（当該仕様書の統合収滞納管理機能に関する記載部分を抜粋したものについて、「【別添②】地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】（抜粋）」に示す。）なお、統合収滞納管理機能の要件は、税務システム標準仕様書等の要件を基に作成されている。

・2.6.2. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ

統合収滞納管理機能は、共通機能の標準として、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能（以下「個別収滞納管理機能」という。）の実装必須機能と実装不可機能を集約したものを機能要件として定める。そのため、共通機能として統合収滞納管理機能を実装する場合には、個別収滞納管理機能を実装せず、当該統合収滞納管理機能をもって個別収滞納管理機能とみなすことができる。

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】55ページより抜粋

統合収滞納機能と国保標準仕様書の収滞納機能の要件を比較したところ、**税務システム標準仕様書において公開前にオプション機能へ見直されたもの等で実装類型に差異が生じていたため、最新の統合収滞納管理機能を踏まえたくて見直しが必要**である。
見直しにあたっては、上記に加え、国保の標準仕様書として必要な収滞納機能を改めて整理する必要があると考え、**現在の要件に対し、実装方針や要件としての過不足等に対する認識について、ベンダ構成員の皆さまから事前にご意見を伺った。**

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(3) 統合収滞納機能について (つづき)

事務局における対応

国保標準仕様書における収滞納管理機能の規定方針を検討するにあたり、収滞納管理機能に関する下記の事項について、国保システム標準化検討会のベンダ構成員8社（※）に対しヒアリングを行った。ヒアリングの内容と結果を以下に示す。

#	分類	ヒアリング内容	ヒアリング結果
1	標準準拠対応における今後の開発予定について	国保システムの 収納管理機能 について、準拠対応における開発予定はありますか。 (はい / いいえ / その他)	はい : 3, いいえ : 5, その他 : 0 【コメント (いいえ)】 ・ 統合収滞納システムを作成する予定です。
2		国保システムの 滞納管理機能 について、準拠対応における開発予定はありますか。 (はい / いいえ / その他)	はい : 1, いいえ : 7, その他 : 0 【コメント (いいえ)】 ・ 統合収滞納システムを作成する予定です。 ・ 他社が開発する滞納管理システムを各ユーザ様へ提供する予定です。
3	国保標準仕様書【第1.1版】における収滞納管理機能の過不足について	国保標準仕様書【第1.1版】に規定された 収納管理機能 について、過不足はありますか。 (過剰 / 過不足なし / 不足 / その他)	過剰 : 5, 過不足なし : 1, 不足 : 0, その他 : 2 【コメント (過剰)】 ・ 税の収納要件で標準オプションへ緩和された要件等について、国保側では必須となっているものがあり、アンマッチが発生している状況です。 【コメント (その他)】 ・ 総合収滞納機能として対応するが、「過剰な機能要件」の過剰の定義が必要と考えます。 ・ 収納管理機能として、更正届出年月日の管理が過剰と考えます。 ・ クレジットカード納付の運用については、納付書発行情報を利用した都度払いの運用を想定されていると認識していますが、その場合、「クレジットカード納付の申込者・契約者情報の管理（設定・保持・修正）ができること。」の要件は過剰と考えます。
4		国保標準仕様書【第1.1版】に規定された 滞納管理機能 について、過不足はありますか。 (過剰 / 過不足なし / 不足 / その他)	過剰 : 4, 過不足なし : 2, 不足 : 0, その他 : 1 (※無回答 : 1) 【コメント (過剰)】 ・ 税の収納要件で標準オプションへ緩和された要件等について、国保側では必須となっているものがあり、アンマッチが発生している状況です。 【コメント (その他)】 ・ 総合収滞納機能として対応するが、「過剰な機能要件」の過剰の定義が必要と考えます。
5	国保標準仕様書における収滞納管理機能に関する要件の今後の取扱いについて	国保標準仕様書の次回の改版において、収滞納管理機能の規定を見直す場合、どのパターンが望ましいと考えますか。 【パターン①】 収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直す。 【パターン②】 収滞納管理機能のうち、実装必須機能を一律標準オプション機能に見直す。 【パターン③】 実装類型は変更せず、本紙に統合収滞納管理機能に関する記載を追加する。 【パターン④】 その他（自由記述）	パターン① : 4, パターン② : 0, パターン③ : 2, パターン④ : 2 【コメント (パターン①)】 ・ 統合収滞納システムと差異のある要件については、全て過剰であるという認識ですので、対象の要件についてはオプション機能として見直すか否かと考えております。 ・ 統合収滞納の機能要件については、国保、統合収滞納の両方に要件を規定する場合は、紐づけされた情報が必要と考えます。なお、紐づけされた情報は、統合収滞納側の標準仕様書に明記される事が望ましいです。 【コメント (パターン④)】 ・ 収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直していただきつつ、本紙に統合収滞納管理機能を導入した場合、標準要件を満たすと整理出来る旨の記載を追記する。 ・ 当社が国保システムを導入している団体においては、主に中核市以上の規模の団体を中心に収滞納管理を国保単独で行っており、統合収滞納管理を望まない団体も多い状況です。収滞納管理機能を含む国保システムのニーズがあることから、国保標準仕様書として収滞納管理機能の見直しは不要と考えます。

(※) ベンダ構成員8社のうち7社より回答を得た。そのうち1社については中核市以上・一般市以下の2パターンについて回答いただいたため、母数は8社となっている。

3. 標準仕様書【第1.1版】の持ち越し事項の対応について

(3) 統合収滞納機能について (つづき)

方針 (結論)

ベンダ構成員に対するヒアリング結果の概要は以下のとおり。

- 国保システムの標準準拠対応における収納管理機能、滞納管理機能の開発予定について各ベンダへヒアリングしたところ、いずれも**開発予定無しと回答したベンダが過半数を占めた。**
- また、国保標準仕様書【第1.1版】における収滞納管理機能の過不足についてヒアリングしたところ、「その他」として自由記述による回答もあったが、自由記述の内容も考慮すると、「**過剰**」との意見が多数であった。
- さらに、国保標準仕様書における収滞納管理機能の規定について見直しを行う際に望ましい対応方針についてヒアリングしたところ、最も意見が多かったのは「**収滞納管理機能のうち、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直す**」(4/8社)であった。次いで、「実装類型は変更せず、本紙に統合収滞納管理機能に関する記載を追加する。」(2/8社)、前述した2パターンどちらも対応するとの回答が1社であった。
- 一方で、「主に中核市以上の規模の団体を中心に、収滞納管理を国保単独で行っており、統合収滞納管理を望まない団体も多いことから、国保標準仕様書として収滞納管理機能の見直しは不要と考える」といった意見も1社から得た。(ただし、当該ベンダは国保システムの収滞納管理機能について、開発予定無しと回答している。)

上記のヒアリング結果を踏まえ、**国保において過剰となる実装必須機能(※)について整理したうえで、実装類型を標準オプション機能に見直しを行うこととする。**

また、標準仕様書本紙に統合収滞納管理機能に関して以下の記載を追加することとする。

標準仕様書【第1.2版】(案) 本紙「第1章3. (2) 対象範囲」

統合収滞納管理機能(全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うための機能をいう。)と、個別収滞納管理機能(本仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。)との関係については、共通機能標準仕様書に示された通りであり、統合収滞納管理機能を利用する場合には、本仕様書に規定する個別収滞納管理機能の必須機能が実装されていなくても、本仕様書に準拠しているものとみなす。

なお、複数の機能を標準オプション機能に変更することが想定されるため、**実装類型の変更案について10月末から11月上旬にかけて全国意見照会を行い、国保標準仕様書【第1.2版】(案)へ反映することとする。**

(※) 標準仕様書【第1.1版】の収滞納管理機能で定めた「実装必須機能」について、事務局にて、現行の標準システムにおける運用を参考に、国保において過剰と考えられる機能を整理し、「標準オプション機能」へ見直す候補として構成員確認及び全国意見照会を行った後、検討会・WTへお諮りする想定。なお、他にも構成員から「過剰」との意見が挙げられた機能があった場合は、その機能についても同様に見直す想定。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

制度改正の要件に関し、今年度対応する制度改正、及び今後対応が必要となる制度改正については以下のとおり。

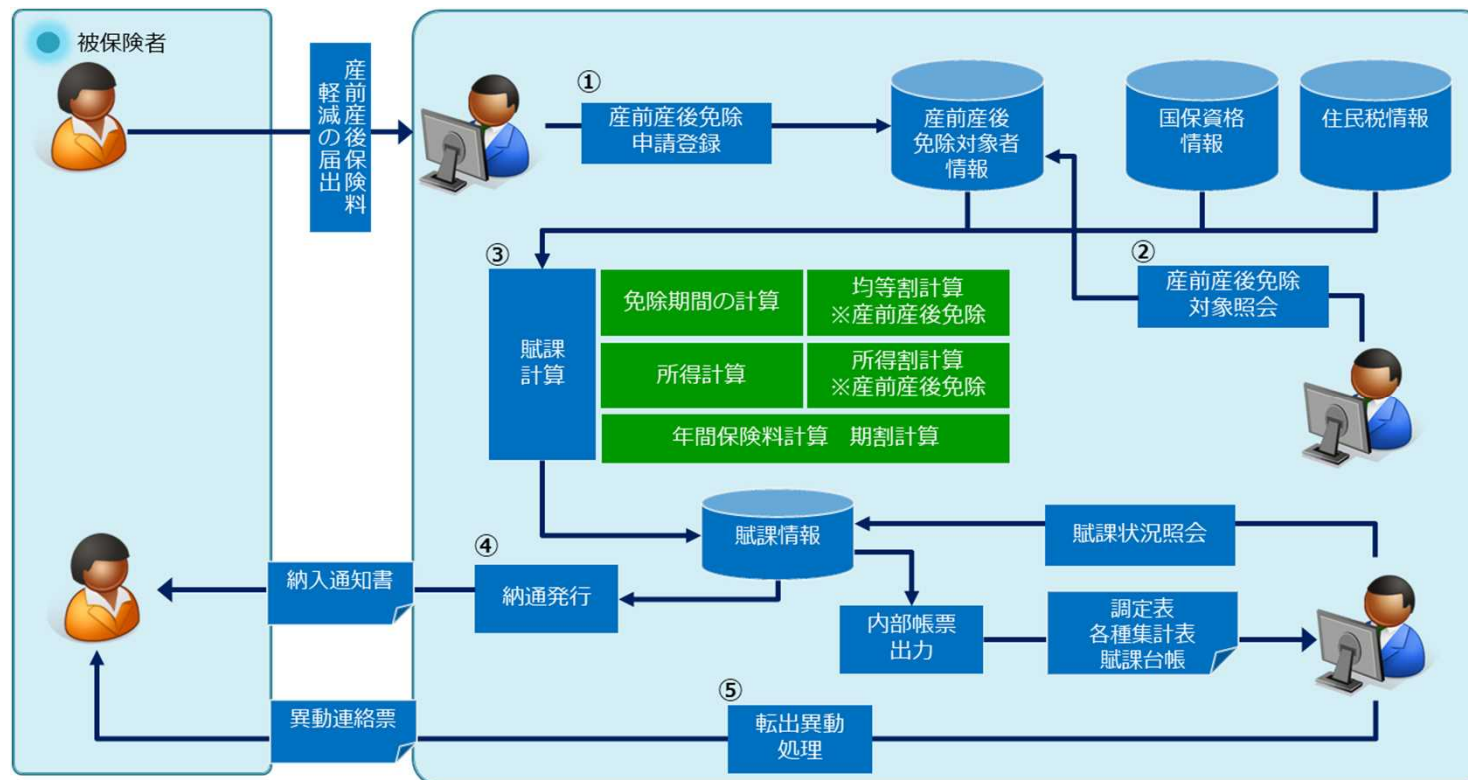
以下表の#1の制度改正について、次ページ以降に示す各修正内容をWT構成員へご確認いただいた上で、標準仕様書【第1.2版】（案）に反映した。

#	項目	改正概要	対応状況	標準仕様書【第1.2版】（案）の修正対象
1	産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置	<p>令和5年5月19日に厚生労働省保険局長より発出された『「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（保発0519第1号）』において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置が創設されることとなった。</p> <p>対象は、出産（※1）する被保険者本人とし、当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（※2）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。</p> <p>※1. 「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩であり、「出産」、「死産」、「流産」、「早産」、「人工妊娠中絶」を問わず、対象となる。</p> <p>※2. 産前産後免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間とする。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間とする。</p>	【第1.2版】（案）に取込済み	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー ・機能・帳票要件 ・帳票詳細要件、帳票レイアウト ⇒仕様書修正方針案を次ページ以降に示す。
2	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	<p>令和5年6月9日交付された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」のうち、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」において、『健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。』こととなった。</p> <p>また、「被保険者資格証明書」及び「短期証」などの発行廃止に伴い、保険料滞納世帯主等に対して「特別療養決定通知」を発行する。</p>	【第1.2版】（案）に取込予定	本改正における標準仕様書修正案については、 現時点で制度検討中があり、具体的な機能については国の動向を注視し決定する。

4. 制度改革に関する要件の取り込みについて

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置について

① 国民健康保険システムにおける運用の概要（運用フローのイメージ）



【国民健康保険システム運用の概要】

- ① 被保険者から出産に係る産前産後保険料免除申請の受け付け、または、市区町村職員による出産育児一時金の支給等の実績の把握（職権）により、産前産後保険料免除申請を登録する。
- ② 保険料免除申請情報を照会し、産前産後保険料免除対象者であることを確認する。
- ③ 保険料計算において申請情報の産前産後免除期間を計算し、均等割及び所得割保険料を軽減して、決定保険料を算定する。
- ④ 被保険者へ通知する納入通知書等に産前産後に係る軽減額を出力する。
- ⑤ 転出地で残期間の軽減を受ける場合に、転出先へ提出するための連絡票を出力する。

方針（結論）

構成員より、「被保険者の申請をもって軽減措置の対応を行う運用フローとなっているが、国が示したQ&Aの内容を踏まえ、職権（母子手帳の発行や出生による国保資格の取得、出産育児一時金の支給等）で対象者を把握することも可能となるよう仕様書に規定してほしい。」とのご意見を受け、運用フローを見直すとともに、次頁に示す機能要件及び「要件の考え方」に「職権による免除措置の運用も可能」である旨を記載した。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置について（つづき）

② 仕様書修正内容

前頁に記載した「国民健康保険システム運用の概要」を踏まえた、標準仕様書としての修正内容は以下の通り。

- 令和6年1月1日より国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置に対応するため、国民健康保険システムにおいて、**産前産後保険料免除対象者を管理し、保険料計算において免除対象期間の所得割額及び均等割額を軽減する機能**を追加する。
- 産前産後期間に係る国民健康保険料等の**所得割額及び均等割額の軽減措置の対応に関する運用フローを検討し、必要な機能・帳票要件の内容**を記載する。

運用の概要	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		指定都市	一般市区町村	
① ②	被保険者からの申請または職権により、産前産後保険料免除の申請情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・申請（届出）日 ・出産（予定）日 ・多胎該当区分	○	○	令和5年8月14日付「産前産後期間の保険料（税）軽減措置の取扱いに関するQ & Aについて」問3-3にて示されているとおり、出産被保険者等の属する世帯の世帯主が、産前産後の保険料（税）免除措置に係る届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合には、職権で産前産後の保険料（税）免除措置を行うことが可能とされている。そのため、被保険者からの申請および職権による免除措置の適用についても可能とする。 実務上、出産の届け出と合わせて免除申請を行うことから、標準仕様書において資格管理に機能を追加している。一方で、保険料（税）軽減の申請であることや申請書に個人番号の記載もあり、保険料（税）の事務手続きとして管理するため、賦課管理に機能実装することが妥当であるといったご意見もあった。そのため、機能実装においては資格管理または賦課管理のどちらに実装しても良い機能とする。
③	賦課計算について、産前産後保険料免除期間に対して、均等割および所得割の軽減処理ができること。 ・産前産後免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間とし、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間とする。	○	○	
④	決定保険料（税）額の試算について、試算に使用する産前産後保険料免除期間を修正できること。	○	○	
⑤	産前産後保険料免除対象者が免除期間終了前に他市区町村へ転出する場合、産前産後保険料（税）免除異動連絡票が発行できること。 ■ 帳票詳細要件 シート：資格-39 ■	○	○	実務上、転出の手続きにおいて異動連絡票を交付されることから、標準仕様書において資格管理に機能を追加している。一方で、保険料（税）軽減の申請であることや申請書に個人番号の記載もあり、保険料（税）の事務手続きとして管理するため、賦課管理に機能実装することが妥当であるといったご意見もあった。そのため、機能実装においては資格管理または賦課管理のどちらに実装しても良い機能とする。

方針（結論）

構成員より、「保険料の軽減申請であること、申請書案に個人番号の記載があることから、法改正の内容としては賦課の規定であると認識している。追加機能及び追加帳票については、資格管理ではなく賦課管理の範囲に記載するべきと考える。」とのご意見をいただいた。本制度については実務上、出産の届け出と共に免除申請を行うことや、転出手続きにおいて異動連絡票を交付することから、資格管理の機能・帳票要件に規定したが、いただいたご意見を踏まえ、「要件の考え方」に「当該機能を実装する業務（資格管理または賦課管理）は問わない」旨を記載することとした。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置について（つづき）

③ 「産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置」における帳票修正内容

#	業務	帳票タイトル	修正案	見直し理由
1	賦課	02.国民健康保険料（税）決定(更正) 通知書_現年度用 03.国民健康保険料（税）決定(更正) 通知書_過年度用 06.国民健康保険料（税）納入通知書 10.納入通知書（連帳 一般）_四方式用 11.納入通知書（連帳 一般）_三方式用 12.納入通知書（連帳 口座）_四方式用 13.納入通知書（連帳 口座）_三方式用 14.納入通知書（連帳 納組）_四方式用 15.納入通知書（連帳 納組）_三方式用 16.納入通知書（単票） 17.過年度納入通知書（連帳 一般） 四方式用 18.過年度納入通知書（連帳 一般） 三方式用 19.過年度納入通知書（連帳 口座） 四方式用 20.過年度納入通知書（連帳 口座） 三方式用 21.過年度納入通知書（連帳 納組） 四方式用 22.過年度納入通知書（連帳 納組） 三方式用 23.過年度納入通知書作成（単票） 26.納入通知書（連帳 年間特徴者）_四方式用 27.納入通知書（連帳 年間特徴者）_三方式用 37.納入通知書（連帳 一般）_二方式用 38.納入通知書（連帳 口座）_二方式用 39.納入通知書（連帳 納組）_二方式用 40.過年度納入通知書（連帳 一般）_二方式用 41.過年度納入通知書（連帳 口座）_二方式用 42.過年度納入通知書（連帳 納組）_二方式用 43.納入通知書（連帳 年間特徴者）_二方式用 44.国民健康保険税決定(更正) 伺_現年度用 45.国民健康保険税決定(更正) 伺_過年度用	帳票詳細要件・帳票レイアウトについて、「未就学児均等割軽減額」の項目を標準オプションに変更し、軽減額の内訳に「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を標準オプションとして追加する。	産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置に対応するため。
2	資格	39.産前産後保険料（税）免除異動連絡票	産前産後保険料免除の免除期間終了前に、他市町村へ転出する被保険者に対して帳票「産前産後保険料（税）免除異動連絡票」を出力する。	産前産後保険料免除期間に転出した被保険者が、転出先で産前産後保険料免除を受けられるようにするため。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置について（つづき）

■ 国民健康保険システムにおける産前産後保険料免除金額を考慮した帳票の概要（帳票イメージ）

- 帳票詳細要件・帳票レイアウトについて、納入通知書等の賦課明細書に産前産後保険料免除金額を考慮した通知書を出力する。**軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を標準オプションとして追加**する。また、既存項目の「未就学児均等割軽減額」は必須から標準オプションに変更する。なお、帳票レイアウトには、サンプルとして「所得割軽減額」「均等割計減額」「平等割軽減額」の3項目を示す。

○ 帳票レイアウト修正箇所（抜粋）

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦	特定	
変更 医療分	円	%	円	円	人	円	円		円
変更 支援金分	円	%	円	円	人	円	円	月	円
前定 介護分	円	%	円	円	人	円	円		円
変更 医療分	円	%	円	円	人	円	円		円
変更 支援金分	円	%	円	円	人	円	円	月	円
後定 介護分	円	%	円	円	人	円	円		円

区分	軽減	軽減額			限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
		所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更 医療分		円	円	円	円	円	円	円
変更 支援金分		円	円	円	円	円	円	円
前定 介護分		円	円	円	円	円	円	円
変更 医療分		円	円	円	円	円	円	円
変更 支援金分		円	円	円	円	円	円	円
後定 介護分		円	円	円	円	円	円	円

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※平等割額⑦欄中の「特定」は後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数およびその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を記載しています。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

「未就学児均等割軽減額」の項目を削除し、軽減額の内訳として、「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加する。

方針（結論）

構成員より、「未就学児均等割軽減額」は残しつつ、「産前産後軽減額」の項目を追加といった表記も認めて欲しい。」とのご意見を受けて、既存の項目「未就学児均等割軽減額」は必須から標準オプションに変更し、新たに軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の3つの項目を標準オプションとして追加することとした。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険料等の所得割額及び均等割額の軽減措置について（つづき）

■ 国民健康保険システムにおける産前産後保険料免除移動連絡票の概要（帳票イメージ）

○産前産後保険料免除の免除期間終了前に、**他市町村へ転出する被保険者に対して帳票「産前産後保険料（税）免除異動連絡票」を出力する。**

○ 帳票レイアウト

産前産後保険料（税）免除異動連絡票		
発行年月日 令和 6年 2月 1日発行		
出 産 被 保 険 者	氏 名	国保 花子
	生 年 月 日	平成 5年 1月 1日
	出 産 予 定 日 は 出 産 日	令和 6年 3月 15日
	単胎・多胎の別	多胎
交 付 者	印 〇〇市	9 0 0 0 1 1
注 意 事 項		
1. 転入した市町村において産前産後期間に係る保険料（税）の軽減の申請を行う場合には、申請書と合わせて、この連絡票を提示してください。		
2. この連絡票を破り、よごし、又は失ったときは、ただちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。		
3. この連絡票を破り、又はよごした場合は、その連絡票を添えて申請してください。		

方針（結論）

異動連絡票については国からは特定の様式は示されていないが、上記の帳票レイアウトを標準仕様書に追加する方針で構成員より賛同いただいた。実装類型については、構成員より「必須要件ではなく、標準オプションでよいのではないか」とのご意見を受けて、標準オプション機能として規定することとした。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、令和5年8月8日に実施された「第3回マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、以下の「**最終とりまとめ**」が公表された。

本内容を受け、国民健康保険システムとしてどのような機能要件の規定が必要か事務局にて検討したうえで、**今後改めてご意見を聴取させて頂く予定**。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラである。健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となるなどのメリットがある。

これらのメリットを国民・医療関係者に実感していただくなかで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証の廃止を目指すこととしている。

本検討会においては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応を検討し、令和5年2月に中間とりまとめとして公表した。

それ以降、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）（以下「改正法」という。）の公布等必要な手続きを進め、中間とりまとめで具体化に至らなかった事項について検討を行ってきたところであり、最終とりまとめとして、公表する。

政府として、マイナンバーカードが希望する全ての国民に行き渡るように全力を尽くし、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進と、令和6年秋の保険証の廃止が円滑に進むよう取り組む。なお、現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組む。そのため、来年秋までに、データの総点検と修正作業、医療現場での負担の取扱いなど窓口対応の円滑化、マイナンバーカードや資格確認書の取扱い環境の整備などの措置を完了させていく。

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」令和5年8月8日

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/66956b07-867d-4802-9d2b-943caaf55f60/0afd9a00/20230809_meeting_card-integration-mynumber-and-insurance_outline_01.pdf

5. デジタル庁検討事項の取り込みについて

今年度、デジタル庁より示された基本方針等の修正や検討内容が示された内容は以下のとおり。

#	検討事項	詳細	状況	標準仕様書【第1.2版】(案)への反映状況
1	最新仕様書の反映	基本方針改定版の取り込み	令和5年9月8日に基本方針の改訂版が公開されたため、変更された内容について確認し、必要に応じて標準仕様書へ反映する。 なお、事前に展開された改訂案の時点では、標準仕様書への反映が必要となる事項は、 仕様書に規定されない要件についてシステムへの実装は「不可」であることの明記のみ と想定している。	・変更内容について確認し、仕様書への反映が必要な事項があった場合は次回WTまでに反映予定
2		横並び調整方針改定版の取り込み	令和5年6月に改定された内容の取り込みを行う必要がある。 機能・帳票要件の様式及び改定履歴の記載方法に関して示されたため、標準仕様書へ反映する。 なお、修正事項については、 機能要件ごとの適合基準日の記載、様式の見直し の2点。	・反映済
3		データ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】の差分取り込み	データ要件・連携要件標準仕様書【第2.1版】（令和5年4月28日、令和5年7月31日公開）について、修正内容を確認し、必要があれば標準仕様書に反映する必要がある。 事務局にて確認した結果、 標準仕様書への影響は生じず、修正作業なし 。	・修正無
4		統合収納管理・統合滞納管理の連携IFの変更	各業務の賦課機能と統合収納及び統合滞納との連携IFを、統合収納及び統合滞納の連携IFに合わせる形で修正する方針が示された。標準仕様書に影響は生じない形で変更される予定であるため、データ要件・連携要件標準仕様書の改定版が展開され次第内容の確認を行う。 事務局で変更点を確認した結果、統合収納滞納管理の連携IFが示され、これに沿った開発を求める方針となったことから、 個々に連携を記載している要件については、実装類型の見直し等の対応が必要と想定 。	・データ要件・連携要件の正式公開後、見直し予定
5	デジタル庁検討結果の再確認	政令指定都市要件再確認	令和4年度にデジタル庁において実施した政令指定都市要件の点検作業の結果、 「再検討」となった意見（国保は97件）について各制度所管府省において検討を実施 するよう展開があったため、対象意見の再確認を行い対応方針（案）を作成した。内容をご確認いただき、ご意見をいただきたい。	・検討済のため対象外 ⇒次頁にて説明

5. デジタル庁検討事項の取り込みについて

○ 政令指定都市要件再確認について

検討事項

昨年度にデジタル庁において実施した政令指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった要件について各制度所管府省において検討を実施するよう展開されたため、対象意見の再確認を行う。

方針（結論）

デジタル庁から対応依頼があった意見（区分が「再検討」となっているもの）の件数は以下のとおり。

- 本紙 : 1件
- （別紙2）機能・帳票要件 : 94件
- （別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト : 2件

国保においては、昨年度実施した政令市意見交換会を経て、標準仕様書【第1.1版】に政令市向け機能要件を策定済の状況。デジタル庁から対応依頼があった意見（計97件）と、それに対する事務局見解を「【資料No.2別紙3】指定都市要件に関する令和5年度検討事項」に示す。

これらの意見について事務局にて確認したところ、いずれも昨年度までに検討済みの意見であり、国保標準仕様書【第1.1版】にて反映済み又は検討の結果標準仕様書への反映を見送ったものであったこと、また、その旨記載した事務局見解についてWT構成員から特段ご意見はなかったことから、今回の対応においては、仕様書への反映は見送ることとする。

「デジタル庁において実施された政令市を対象とした意見照会において寄せられたご意見」及び「政令市ご意見を基にデジタル庁にて検討された要件案」、前述した方針に沿って作成した「政令市ご意見・要件案に対する事務局見解」を「【資料No.2別紙3】指定都市要件に関する令和5年度検討事項」に示す。

<例：「【資料No.2別紙3】指定都市要件に関する令和5年度検討事項」「（別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト」シート>

指定都市要件に関する令和5年度検討事項（別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト																		
政令市ご意見										政令市ご意見を基にデジタル庁にて検討された要件案			協議後の判定区分	国保システム標準化検討会事務局見解				
協議案管理番号	シート名	No.	市区町村コード	都道府県名	市区町村名	業務名	（別紙3）帳票詳細要件用				意見分類	意見内容			意見の理由	参考（根拠法令・通知等）		
							帳票番号	帳票名称	連携	システム印字項目								
5	追加要件②、帳票詳細要件・帳票レイアウト	1102	43001	熊本県	熊本市	収納管理	12	納付額証明書			2.要件追加	用紙サイズががき（圧着を想定した仕様）になっているが、圧着せずに同じ証明内容でA4サイズでも出力できるようにする	窓口での個別申請に対応するため				再検討	本ご要望については、これまでと同様のご意見をいただいておりますが、議論の結果、反映しないこととした経緯があるため、仕様書への反映は見送らせていただければと思います。

デジタル庁における政令市への意見照会において政令市から寄せられたご意見

左記の政令市ご意見に対し、デジタル庁にて検討された要件案及び判定区分
※判定区分について、本資料においては「再検討」のもののみを抜粋して示している。

左記のご意見・要件案に対する事務局見解

6. その他修正・今年度スケジュール

令和5年3月末に公開した標準仕様書【第1.1版】について、市町村からの照会等により、記載の見直しが必要な箇所を複数確認している。市区町村・ベンダにおいては、公開済みの国保標準仕様書【第1.1版】に基づき準拠対応を開始している状況を踏まえ、次回の改版（令和6年1月）を待たず、これらの箇所について公開（訂正）したいと考えている。（公開時期については調整中）

なお、当該箇所について、「【別添①】標準仕様書【第1.2版】（案）」に反映済みであり、修正した箇所については「修正事項一覧_第1.2版（案）」において、以下のとおり示している。

＜「修正事項一覧_第1.2版（案）」のうち、改版を待たず公開予定の箇所（計5箇所）＞

#	シート名	修正事項一覧上の項番	標準仕様書【第1.1版】 該当箇所	標準仕様書【第1.1版】 修正内容	標準仕様書【第1.1版】 修正理由
1	(別紙1) 業務フロー	3	収納管理-口座振替管理	業務フロー一覧の「3 口座振替管理 - 8 口座勧奨」を削除。	「業務フロー一覧」と「業務フロー」、「税の業務フロー」の記載について整合性を取るため。
2		4	収納管理-充当処理	業務フロー一覧における「5 充当処理 - 2 自動充当」について、業務フロー上に追加。	
3		5	収納管理-還付処理	税の業務フローに合わせ、「還付金口座登録」を追加。	
4		6	収納管理-督促処理	業務フロー一覧の「8 督促処理 - 5 督促手数料」を削除。	
5	(別紙2) 機能・帳票要件	5	収納管理-延滞金処理 (機能ID : 0241648)	機能要件を以下のとおり修正。 「延滞金について収入年月日でなく、領収年月日で計算できること。 ただし、差押、交付要求等による納付が発生した場合は、 起算日終算日 を任意に設定でき、領収年月日でなく 起算日終算日 で延滞金を計算すること。」	記載の誤りによって、意図した内容と異なる機能要件となっているため。

また、令和6年度1月末に予定している標準仕様書【第1.2版】の公開までの、今年度のスケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準仕様書 改版対応						△9月中旬 標準仕様書【第1.2版】（案）公開					△1/31 標準仕様書【第1.2版】公開	
		【第1.1版】 差し替え対応 (誤植修正)				▲8/24 第1回WT		△11月中旬 第2回WT			△1月中旬 第2回検討会	
						9/19~10/6 (仮)						
						デジタル庁方針反映	WT 検討会					
						R5~6制度改正反映		全国 意見 照会				
						1.1版残事項検討・反映			結果 反映			
												WT 検討会